

道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

令和3年9月9日

葛城市議会

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和3年9月9日(木) 午後3時00分 開会
午後4時12分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	梨本洪珪
委員	杉本訓規
〃	吉村始
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	谷原一安
〃	増田順弘
〃	岡本吉司
〃	西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員 議員 川村優子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	福原有美

6. 調査案件

(1) 道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告について

開 会 午後3時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

午前中は総務建設常任委員会、また、午後からはこの道の駅かつらぎに関する調査特別委員会ということで、午前中も午後も出席されている方、大勢いらっしゃいますけれども、どうか最後までよろしくお願ひ申し上げます。いろんなご意見があると思いますので、それぞれのご意見を拝聴いたしまして、この委員会、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を前向きに進めてまいりたいと思いますので、最後までよろしくお願ひ申し上げます。

委員外議員として、川村議員が委員外議員として出席されております。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願ひいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告についてを議題といたします。

このことにつきましては、2月15日に開催した第7回の道の駅かつらぎに関する調査特別委員会におきまして、今年10月で我々市議会議員の任期満了となるので、これまでの特別委員会で調査した内容をまとめる必要があるというご意見をいただいておりますので、これまでの間、協議会等を開催し、正副委員長で協議し、作成した調査状況報告をたたき台として、委員各位のご意見も伺いながら、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告（案）を作成しましたので、本日はこの中間報告（案）についてご協議願ひ、委員会として議長宛てに中間報告を提出できればと考えておりますので、ご承知おきお願ひいたします。

それでは、ただいまより中間報告（案）についてご協議願ひたいと思いますので、まず、事務局より説明をお願ひいたします。

高松補佐。

高松書記 議会事務局の高松でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長の命によりまして、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告（案）につきまして、ご説明申し上げます。お手元に配付しております中間報告（案）、1ページめくっていただきまして、2ページでございます。

1番、調査に至った経緯でございます。

本市においては、平成29年8月31日に道の駅かつらぎの建設工事に関する住民監査請求が提出され、監査の結果、公文書偽造により架空工事が行われていたことや虚偽による不正な契約が行われていたことが判明し、平成29年10月30日に、山下和弥前市長及び生野吉秀元副市長並びに関係する業者に対して損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行うよう市に対して監査委員より勧告がなされるという、市民の信頼を大きく失墜させる不祥事が明るみにな

った。それに基づき、市は関係者に損害賠償請求、不当利得返還請求を行ったが、いずれの者からも支払い意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起を議会へ上程された。

この間、道の駅かつらぎ建設事業に関して多額の補助金の返還が発生することが判明したほか、新たに道の駅かつらぎ建設に関連して行われた地質調査が不適正な事務処理手続きのもと行われたことが判明したが、道の駅かつらぎ建設工事の全容の解明には至らなかった。

これらを受け、本市議会では既に総務建設常任委員会の調査案件ではあったものの、平成30年3月22日に全員協議会を開催し、行政の活動を市民の立場から監視することが議会の責務であるという観点から、地方自治法第98条第1項の権限を付与した特別委員会を設置し、原因究明と再発防止を目的として、詳細なる調査を行っていくことを全会一致で確認した。

そして、平成30年3月23日の本会議において、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置について、議長発議で提案し、本委員会の設置が決定したものでございます。

2番としまして、特別委員会の設置として、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の設置決議の内容を記載しております。

①委員会の名称としては、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会。

②委員定数は10名でございます。

③委員会の権限として、地方自治法第98条第1項の権限を委任するとしております。

ページをめくっていただきまして、3ページ、④調査・審議事項としましては、道の駅かつらぎに関する事項。

⑤設置期間としては、議会が必要と認められる期間としております。

⑥設置理由としましては、道の駅かつらぎの建設にあたり、不適正な事務処理があったため、事業内容の再調査を行うとしております。

次に、(2)の委員長、副委員長、委員の氏名でございます。

平成30年3月23日に設置されて以降、現在までの委員長、副委員長、委員の氏名につきまして、次の4ページまで記載しておりますので、ご確認願います。

4ページ、3番目に、調査の概要でございます。

道の駅かつらぎに関する事項を調査事項としておりまして、(2)調査の視点としまして、道の駅かつらぎの建設にあたり、不適正な事務処理があったため、事業内容の調査を行うとしております。

1つ目の調査の視点としまして、道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の確認。

2つ目として、不適正な事務処理手続きの事実内容及び経緯の確認としております。4つの事務処理を調査しております。1つ目として、新道の駅建設事業にかかる建物移転補償について。2つ目、太田新池線改良工事(他1件)に伴う地質調査について。3つ目、南阪奈側道1号線道路改良その2工事について。4つ目、太田新池線道路改良工事(他3件)の工事についてでございます。

3つ目の調査の視点としましては、補助金の返還に係る経緯の確認を掲げております。

ページをめくっていただきまして、5ページでございます。

(3)調査方法でございます。

本委員会は地方自治法第98条第1項の権限を委任された調査特別委員会であることから、道の駅かつらぎに関する上記事業の事務に関する書類及び計算書及び調査の過程で必要と判断した資料を執行機関等に請求し、各委員が検閲いたしました。さらに、説明員として関係職員の委員会及び協議会への出席を要求し、必要に応じて説明を求め質疑を行いました。

なお、検閲する書類等については、委員会室で管理し、委員各位が常時閲覧可能な環境を整えております。

(4) 委員会等の開催状況でございます。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会が平成30年3月23日に設置されて以降、これまでに開催いたしました委員会、協議会の開催状況を5ページから8ページまで記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。8ページに令和3年の開催状況を上段に記載しておりますが、直近で言いますと、先ほど委員長と協議させていただきました、8月20日金曜日の第13回の道の駅かつらぎの協議会までを掲載しておりますので、本日9月9日の第8回の委員会を開催しておりますので、最終的には本日の分も追加いたしますので、ご承知おきをお願いいたします。

(5) 提出を求めた記録といたしまして、執行機関等に提出を求めた記録を8ページから9ページに記載しておりますので、ご確認願います。

ページめくっていただきまして、9ページでございます。

4番の調査状況報告でございます。

本特別委員会はこれまでに、13回の協議会に加え、平成30年6月26日の第1回の委員会以降7回の委員会を開催し、調査を行ってきた。こちらにつきましても、本日、第8回目の委員会を開催するので、8回に最終的には訂正させていただきたいと考えておりますので、ご承知おき願います。しかしながら、本件に関しては、損害賠償等請求事件の裁判等の係争中により、参考人として委員会への出席を求めることが困難であったことや、道の駅かつらぎに関する記録の管理等が不十分である状況の中、可能な限り今まで調査を行ってきたので、その内容を報告するとしております。

(1) 道の駅かつらぎの概要についてといたしまして、①道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の確認を行いました。

事業概要でございます。奈良県の西の玄関口となる南阪奈道路、主要幹線道路県道御所香芝線の交差点付近に、休養、交流、情報発信、研修等の機能を持つ道の駅を整備し、農業・商工業・観光を含む産業の活性化と都市と農村の交流を促し、魅力あるまちづくりを推進する目的で事業が実施されました。

経緯につきましては、道の駅かつらぎ建設に関する事業計画については、平成22年7月に設立された葛城市地域活性化事業計画検討委員会において協議され、平成23年5月に地域活性化事業計画が策定。その後、平成24年3月に都市再生整備計画が策定され、平成26年12月に第1回の計画変更がされました。当初計画の変更点として、計画面積の増加、地域振興棟の形の変化や、その建築面積も拡大し、事業が進められて平成28年11月にオープンとなりました。

事業費でございます。理事者より提出のあった地域活性化事業費の一覧表では、道の駅かつらぎ建設に関する事業費総額は、平成29年度末時点で29億3,572万3,232円であった。議会への報告では、当初、平成23年5月策定の地域活性化事業計画では全体事業費約18億円、また、平成24年3月に策定された都市再生整備計画においても事業費約18億円ということで報告があったが、平成26年9月議会で都市再生整備計画を変更予定であると報告した後、平成26年12月に都市再生整備計画（第1回変更）がなされましたが、その当時、議会への報告はなく、議員から理事者への質疑に対して、道の駅の全体事業費については、平成27年9月に約24億円、平成28年6月に約26億円などと、その都度、議会に対して金額の報告をされてきました。

今回の調査で、平成26年12月の都市再生整備計画（第1回変更）の資料が議会へ提出され、その計画書には概算の事業費が約30億円と記載されており、最終的には、平成26年12月に変更された都市再生整備計画の変更計画のとおりにより執行されていたことが判明いたしました。

（2）不適正な事務について、②不適正な事務処理手続きの事実内容及び経緯の確認を行いました。

1つ目の、新道の駅建設事業にかかる建物移転補償についてでございます。

本件については、道の駅整備事業に伴う物件移転補償契約に関する事務処理であり、平成26年11月28日付で、葛城市土地開発公社と社会福祉法人柊の郷（以下、柊の郷という）において、1億4,168万円で物件移転補償契約の事務処理がされているが、平成27年6月16日付で、葛城市と柊の郷において、同じ物件について、同じ金額である1億4,168万円で土地売買及び補償に関する契約処理がされました。なお、葛城市との契約に基づく支払いは発生しておりません。その支払いが発生していない葛城市との契約をもとに、平成28年4月5日付で柊の郷と2,500万円の変更契約がされ、法令改善に伴う追加という変更理由で葛城市より補償金が支払われましたが、その法令改善については検証が必要であるとしております。

ページをめくっていただきまして、11ページでございます。

2つ目の、太田新池線改良工事（他1件）に伴う地質調査についてでございます。

本件については、太田新池線改良工事に伴う地質調査及び八川地内敷地造成工事に伴う地質調査として事務処理されているが、それぞれの地質調査は実施されておらず、道の駅整備に伴い、葛城市が柊の郷に提供した代替地において、平成27年11月に柊の郷が福祉施設を建設する際に、産業廃棄物が埋まっていることが判明したため、代替地において葛城市が実施した地質調査の費用として支払われたものでございます。

3つ目の、南阪奈側道1号線道路改良その2工事についてでございます。

本件については、平成28年4月5日付で栄和建设株式会社と、南阪奈側道1号線道路改良その2工事として、1,749万600円で建設工事請負契約をした事務処理でございます。道の駅整備事業に伴い収用された柊の郷の福祉施設の建物解体費用は、葛城市土地開発公社との物件移転補償契約により補償されており、柊の郷の負担により福祉施設の解体をするべきものであるが、この工事契約金額に福祉施設の建物解体費用を取壊工の名目で含めて支払われたものでございます。

4つ目の、太田新池線道路改良工事（他3件）の工事についてでございます。

本件については、太田新池線道路改良工事、中戸1号線道路改良工事、中戸6号線道路改良工事、中戸23号線道路改良工事の4件の工事として事務処理されているが、それぞれの道路改良工事は実施されておらず、道の駅整備に伴い移転された柗の郷の福祉施設の進入路や駐車場整備の費用として支払われたものでございます。

これらの不適正な事務処理が行われた経緯でございます。

当時、道の駅建設予定地には柗の郷の施設建物が建っており、移転をしていただくよう、生野元副市長が中心となって交渉を行っていました。移転先の候補地については、同施設の建物が移転先候補地の西側にあったため、その近くで移転先を探してもらいたいという要望が柗の郷からあり、候補地を選定する上で、所有者の方や地元の方、謄本等も確認し、換地された地番ではなかったこと等、考えられる全ての調査を実施した結果、候補地を選定し、その結果を柗の郷に提案し、同意を得られたため、代替地が決定しました。

しかし、移転先の基礎工事を行っているときに産業廃棄物が出てきたため、急遽、市も地質調査を実施し、その結果、約7,800万円の撤去費用がかかると判明し、内部で協議した結果、当初の代替地の土地の金額が約4,000万円であり、その倍の補償を市として支払うのは難しいと判断したため、柗の郷と交渉した結果、柗の郷の外構部分の工事や移転後の旧施設の解体を市が実施することに加えて、補償金2,500万円を追加で支払うことになった。

これらの地質調査、移転先の外構工事及び福祉施設の取壊し工事の費用を市で負担するために、架空の地質調査及び道路工事などが捏造された。そのために、公文書偽造などの不正行為に職員が関与した。また、追加の移転補償を市で支払うために、土地開発公社と柗の郷とが結んでいた契約と同一内容の契約を葛城市が締結するなど、不適切な契約事務が行われた。

地質調査について市が実施した理由については、既に土地の所有権が柗の郷に移っているものと認識しており、民間の土地を市が調査できないと思い、架空工事の形をつくり、資金を捻出した。

また、移転補償費について、柗の郷と土地開発公社、柗の郷と市で二重契約したことについては、当初、市に予算がなく、土地開発公社で買う形で契約をした。市との契約については補助対象となるように契約を結んだものであり、支払いはしていない。土地開発公社との契約書には相互協力義務が記載されており、瑕疵のない状態で提供することとなっていた。

産業廃棄物を土地開発公社の責任で処理しなかった理由として、以前から、土地開発公社で土地を先行取得するに当たっては、用地交渉云々等は全て担当課で行っており、土地開発公社はその契約書に基づいて支払いのみを行っていたので、土地開発公社で契約した分も市で処理するという認識のもと業務を行っていたと、職員からの聞き取り調査の結果、判明した。

これらの不適正な事務が行われた経緯には、道の駅かつらぎのオープンの日程が決まっており、どうしても期日までに建設を間に合わせなければならない状況にあったことが、平成30年6月5日の第5回道の駅かつらぎに関する調査特別委員会協議会の聞き取り調査で説明

された。

しかしながら、葛城市土地開発公社と柗の郷との契約において、代替地に瑕疵がある場合の扱いを定めており、契約に従って公正に事務を行うことができなかつた原因については検証が必要であるとしております。

(3) 補助金返還(精算)の概要についてでございます。

③補助金の返還に係る経緯の確認を行いました。

平成26年12月の計画変更後に、株式会社道の駅葛城とソフト部門の担当である農林課との協議により、利用状況の変更について、ハード部門の担当である建設課に対して依頼があったが、建設課としては計画変更の必要性は認識していたものの、工事完了後に都市再生整備計画の変更が行えると考えていたが、変更できず補助金を返還することになった。また、これに伴い基幹事業と提案事業の割合が変更になり、国費率の低減に伴う精算が必要になった。

さらに、補助対象外の事業に補助金が充てられていたことや届け出た図面と事務所の位置が違ふなど図面と異なる箇所が複数あったこと、移転が必要になった柗の郷と葛城市土地開発公社が約1億4,000万円の物件移転補償契約を結んだが、公社との補償契約は補助対象外と県から指摘を受け、補助金の返還をするに至った。国庫補助事業に対する知識、理解に欠けるところがあったため、不適正な事務処理となり、国庫補助金の返還となった。また、工事請負契約において官製談合が発覚し、対象となった工事の契約条項に基づき損害賠償金を受け入れたため、該当する国庫補助金を返還したことを確認しております。

その下に、地域活性化事業費、令和2年度精算後の金額を掲載しております。

14ページでございます。(4)道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連の状況についてでございます。

本件につきましては、さきに申し上げたとおり、損害賠償等請求事件の係争中でありますので、企画政策課より提供いただきました令和3年8月20日時点の資料を14ページから最後19ページまで掲載しておりますので、ご確認願います。

中間報告(案)の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

下村委員長 ただいま説明願いましたが、このことについて何かご意見はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、事務局のほうから中間報告という形で説明していただきました。審議にまだ入ってないかと思いますが、私のほうからは、この6月21日に開催されました道の駅の調査特別委員会協議会、一応、事務局より説明を願って審議されましたけども、意見があれば文書を出せということの委員長から指示がありました。

8月20日に開催されました協議会で私が提出したしたわけでございますけれども、なかなか取り上げてもらえてなかった。正副委員長に一任をするという形で、今現在のこの中間報告を説明していただいたということであるわけでございます。

私のほうからもう一度説明していただいて、提案させていただいて、審議していただけるかどうかわかりませんが、一応、説明をさせてもらいたいというふうに思います。

まず、初めに、10ページの(2)不適正な事務について、②不適正な事務処理手続きの事

実内容及び経緯の確認の下段のほうに、これは架空の契約処理であって、補助対象とするための契約であると。そもそも国土交通省から平成13年、平成19年の2回にわたって、建物補償、先行取得した場合には補助対象にできない旨の通達が出ておりました。

葛城市と柵の郷の契約に関しては、契約金の支払いはされていませんが、平成29年度で国よりの補助金の返還命令が出されて、6,456万9,780円を返還されております。

さらに、契約金が支払いされていないにもかかわらず、平成28年4月5日付で柵の郷と2,500万円の変更契約がされました。その理由は、法令改善に伴う追加金として、葛城市より柵の郷に支払われたということでございます。この2,500万円の原資、この分につきましては予算はなかったということで、平成27年度の繰越金で工事請負費、ここから流用して建物補償として支払われておるということで、会計上、本当に支払いができるのかどうか、それから、建築基準法の改正がなされていないのに法令改善としているのも偽証ではないかというふうに思われるので、調査をするべきであるというふうに思っております。

それから、11ページ、3番目、南阪奈側道1号道路改良その2工事の下段のほうに追加を願いたい。この工事契約金額のうちの630万4,869円が福祉施設建物解体費用に充てるための金額で、建物が存在した場所につきましては、他の会社の工事範囲の内側にありまして、南阪奈側道1号道路改良工事の中に金額を入れたと。そういうことで建物解体が遅れて、平成28年5月中旬に取り壊されたと。なお、工事竣工検査につきましては平成28年3月末に実施をされておると。まだ取壊し工事は平成28年度中に完了していないのに、支払いは平成28年度予算で執行されておると。こういうことは建物補償契約の二重払いに当たりますよということで、これも入れていただきたい。

それから、次に、11ページ、4番目の太田新池線道路改良工事（他3件）の工事について、下段のほうに、この4件の道路改良工事は有限会社櫻井建材に4路線に分割して設計させ、随意契約で合計金額が370万4,400円で発注されました。このような4分割の発注にした理由につきましては、契約を分散することで部長決裁、市長まで決裁はいかないと、こういう随意契約にするために分割されたものであるというふうに考えております。

それから、11ページから12ページにかけて、不適正な事務が行われた経緯。この一番下段のところ、追加として柵の郷の用地買収が必要になった理由、これも付け加えていただきたい。

道の駅事業は平成22年度より行政内部で検討されており、議会に報告があったのは平成23年の3月定例会でありました。当初は建物が複数箇所に分散されていて、平成26年度に社会資本整備事業（道路局）として道の駅事業、都市再生整備事業（都市局）として地域振興棟という2つの事業を実施することが決まりました。

しかし、道の駅事業の道路情報棟への進入路が狭く、大型車の出入りができなかった。県道寺口北花内線の北向き停止線の位置を南へずらす案、計画地の東側、県道を4車線に拡幅する案が議会に説明されました。3か月もたたない中で、2案ともできませんという説明がされた。その後、道の駅事業を頓挫させないために、平成27年に社会福祉法人柵の郷の所有者と用地交渉に入り、平成28年11月3日に完成を迎えたものであります。

この間、計画が幾度となく変更されるなど当初計画の甘さが浮き彫りとなって、事業費も当初18億円の予定が完了時には31億円、この1億円は備品を含んでおります、膨らみました。柘の郷の用地建物補償も、急を要すること及び予算不足により土地開発公社で先行取得しなければならず、建物補償費が国の補助対象とならないなどの問題が多発したと思われま

す。また、柘の郷に対する補助対象外経費、建物補償契約1億4,168万円のうちに、補助対象外経費が2,428万400円、法令改善による変更契約2,500万円、取壊し費用630万4,869円、ボーリング調査費用216万円、舗装工事費370万4,400円、合計6,144万9,669円が補助対象経費として支払いをされてお

る。問題点として、土地の代償用地、いわゆる通常代替地について、議会に対する説明では盛土ではなく切土であるとの説明でありました。代替地、中戸595番地1、地目田、中戸595番地2、地目原野、中戸791番地、3筆の合計が3,370平方メートルで、これは平成27年2月9日に3筆から1筆に合筆登記と地目変更がされておりました。代替地として提供される際には、中戸791番地、3,370平方メートル、地目雑種地とされていま

しました。そもそも不動産登記法において、合筆する際は合筆後の地番は若い番号を使用することになっております。中戸791番地は圃場整備による換地によって付された地番でありました。合筆後にこの地番を使用した理由が不明であると思われま

す。また、合筆前の状態から、代替地、中戸595番地2は盛土によりできた土地であり、これまで代替地に産業廃棄物が存在した理由は明らかになっておりませんが、議会に対する説明と事実の食い違いなどによって、詳細な調査が必要であるというふうに私は思いますので、追加のほう、よろしくお願

いいたします。
下村委員長 今、岡本委員から詳細な説明といいますが、詳細なご意見がございましたけれども、これに関しても結構ですけれども、ほかに何かご意見ございませんか。

西川委員。

西川委員 今、岡本委員おっしゃったことは、この前の協議会で言われたこととまあまあ、地番訂正してきはったけど、同じようなことをおっしゃっているんで、これはもともとから言うてますように、道の駅かつらぎの委員会、これ今度8回目やと。その委員会での協議、委員会での経過をこれずっと調査してもろてるわけで、今、こういうあった、こうあった、あああったとおっしゃった中には、建設の委員会でおっしゃったことも一般質問でおっしゃったことも、いろんなことを検証をしていかんと、この中間報告に本当に載せてええんかどうかということ、前の協議会でちゃんと協議して、それで、委員長、副委員長がいろいろとその中を整理して、そして、この道の駅の調査に関する中間報告としてまとめていただいて、これでほぼ、僕らも言いたいことがあるから、ああいう言い方をされてくると、この中間報告そのものはもう、再度そういうふうなまとめ方を、入れてくれ言わはるんやったら、また、この中間報告は出ませんよ、これ。ここが不足や、ここが不足やと言うのであれば、1回やらなあかんようになります。こんな中間報告として出ませんよ。これ入れよ言うのであれば。

それで、法令改善もさっき言うたように、法令改善というのは建築基準法上の法令改善は

あらへんいうのはもう分かっているんですよ、これ。障害福祉の関連で、今までは1棟に20人、9人、9人やったら18人やけども、それが1棟に9人、10人まで、それで1棟にしなさいということになるから、今までの規模を維持しようとしたら2棟にせんとしやあないから、障害福祉法のことを調べてくださいよと。建築基準法の法令改善を言うているのと違いますよと。それを分かってまたこう言うてはるからね。そういうふうなことをまた持ち出してきて、それで入り口が平成20何年でどうのこうの言うけど、前も言いましたやん、それは説明しとるでと。

そういうふうなことを入れてほしいと言われたって、もう僕は、正副委員長がこういうふうなことで、ほな、これとこれだけは、これ赤字で書いてある部分やと思うけど、これは入れとかなあかんということで、こういうふうにしてまとめていただいたんやから、もう任期もこういうことなので、僕はこの中間報告として、委員会としての、そのときに出了た問題点をこう整理してもらてるので、この中間報告で、出すのであればですよ。中間報告として出すのであれば、この中間報告で僕は、あとまだこれからどんな審議に入られるのかわかりませんけれども、この中間報告で、僕も納得せえへん部分たくさんあるんです、ここの中では。言い出すと。ああいうふうな形で言い出してくると。そやけれども、こういう委員会であった、委員会での審議をした、委員会が出てきた問題点をここに整理してもらてある、これで中間報告としようということをする前の協議会のところでも、そして、皆さんにもここへ出す前に、委員長、副委員長はここへ出てくる前にある程度調整してもらたと思っております。

だから、意見としておっしゃるのは、岡本委員が意見としておっしゃるのは、それはそういうふうな思いは理解しますけれども、実際このまとめていただいた報告書で、出すのであればですよ。中間報告として提出するというのであれば、この内容で僕は納得をしとかなしやあないと思っております。出せへんのやったらもう一回、これ引っ込めて、もうこんなやめんのやと言うのやったら、また一からやらはったらええと思っておりますけど。

下村委員長 ほかに。

岡本委員。

岡本委員 西川委員がおっしゃるのはよう分かります。私はここへ上げて協議をしてもらいたいということ言うてるわけや。意見は意見として受け止めまんがな。ほかの人もいって、いやいや、これは中間報告の中で受け止めがちょっと難しいということ審議していただいたら、私も強引に何が何でも受けてくれと、委員として言われへん。そやけども、一応こういう意見があるということは、次の新しい議員がされたときに、やっぱし、中間報告はこれはこれでええとしても、もっと詳細にやっていかないと、道の駅の事業で、職員がいろんな形の中で、一般質問も出ている、御職がだれてきたりしてる、それが大きな原因やと私は思うとるから、きちっと次のときにやっていただいたら、私はみんなの意見として、いやいや、これはちょっと今ここへ取り上げできまへんねんというなら、無理に取り上げてんなあかんというものは言うつもりはありません。

そやけども、次の委員会にはこういうこともきちっと審議の対象に上げてもらいたいということ約束していただいたら、今、西川委員おっしゃるように、何も無理にここへ入れよ

とかという話を私はしているのではないし、それは前回のときにも言うた。

そやけど、今、西川委員言われたように、この内容については、一般質問とか前にも言うたけども、特別委員会で言うてることしか書いてないわけやから。そんな一般質問とか総務建設常任委員会とか、それはそんなこと私はそのときに言うてないということだけは言うておきます。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

吉村始委員。

吉村委員 このたび、前回の協議会でもかなり意見いろいろと出てまいりまして、そういう中で委員長、副委員長に一任するという事でまとめていただきまして、いろいろ、基本的にあのときに、谷原委員とそれから岡本委員のほうからこの中間報告に対する意見を出していただいたわけなんですけど、訂正の意見ですね。その中でも谷原委員の意見につきましては、日本語として、やはり、より緻密にといいますか、報告書として直したほうがいいのかというふうな意見と、それから、あと一部ちょっと意見が割れているというものについての意見が出ました。それにつきましては、委員長、副委員長、拝見しまして、うまくまとめてくださったというふうに思います。ありがとうございます。

それで、例えば法令改善の分につきましても、10ページなんですけど、この法令改善については検証が必要であるというふうに一文添えてくださっていますので、私もこれは意見が割れているところをうまくまとめてくださったのではないかなというふうに思います。

この前の協議会で私は、私の意見としては、意見が分かれているのであれば両論併記したほうがいいのかというふうに私の意見も申し上げましたけれども、その後で、いやいや、今あれもこれも載せると収拾がつかなくなるというふうな意見が多勢でしたので、最終的に、委員長、副委員長に一任するというふうな話の流れになりましたので、今回まとめてくださった分につきましては、私も再度確認いたしましたけれども、うまくまとめてくださったと。

13ページの、国庫補助事業に対する知識、理解に欠けるところがあったため、不適正な事務処理となり、国庫補助金の返還となった。また、工事請負契約において官製談合が発覚し、対象となった工事の契約条項に基づき損害賠償を受入れたため、該当する国庫補助金を返還したという一文もうまくまとめて入れてくださっていると思いますので、私はこれで結構かと思えます。

今、岡本委員が問題提起されました、やはり、もっともっと引き続ききちっと検証はしていかなきゃいかんというのは、私もそのとおりだと思いますので、また次の委員会協議会でもそういう意見が出てきましたら、私も委員としてやはりしっかりと検証、参加させていただきたいと思えます。

以上です。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 前回の協議会を踏まえての、今日、これでどうかということに対する我々の判断を示す場

だと思しますので、前回、私、最後に申し上げましたけども、それぞれ委員で言いたいこともあるし、まだまだ検証必要なこともあるんですけども、それを両論併記とかする場ではなくて、これあくまで中間報告で、確定した事項はここまでです、分からんところは今後の調査も必要ということを明記した上で、最終じゃなくて、あくまでも中間の、この期の、我々の期の報告という形でまとめたらいんじゃないか。

それについては、最終、委員長、副委員長に一任するというので皆さんご同意いただいたので、それに対して今回これ出てきたと。それに対するそれぞれの意見、これを、事務局のこの報告を受けてどうかということは今この場で我々話さないといけないところなので、だから、そこをやっぱり議論すべきかなと。それをまた元に戻して、ああだこうだ言ったところで、もうこの中間報告が出なくなりますので。

これに関して、そうしたら私の意見。これで結構だと思います。現状、この状態以上にやろうとすると、もう時間もないし、また、検証がもっと時間かかることなので、次の方に委ねるという意味でのあくまでも中間報告なので、これはこれで私いいと思います。

下村委員長 分かりました。という意見でございます。ほかにご意見ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 中間報告ということで、今度、もうじき議員が改選ということになりますので、私としては、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、発足した以上、改選までに何らかの中間報告を出してほしいということで要望申し上げて、今日ここに至ったわけでありまして。

私の気持ちとしては、やはり改選前に中間報告をきちんと出して、今後、課題も明らかにしながら次の方に引き継いでいくと。今日ここで調査特別委員会を解散するということではないわけですから、そういう点では引き継いで調査を必要とするものだろうと思います。

その上でありますけれども、先ほど来出ていますように、この報告書は調査特別委員会の協議会及び委員会で話されたこと、調査されたことを中心にまとめていると。それもあまり回数が、もう3年半かけているんですけども、議会としては未処理金調査特別委員会、百条委員会等があつて、証人尋問等、数多くの委員会をやったということもあつて、この道の駅かつらぎに関する調査特別委員会については、協議会で13回ですか、委員会で7回と。

しかも、協議会の中身も、調査というよりは今後の運営についての協議とか論点整理とかそういうことにかけて、実際には本当に調査できたというのはそう多く時間をかけられたわけではありませぬので、中身としては大変、私としては不十分なところがあるかと思っておりますけれども、まずはひとまず区切りつけるということで、今回こういう中間報告になったわけでありまして。

私としては、当初の委員会設置の目的が、先ほど読み上げていただきましたけれども、3ページのところにありますように、設置理由が、道の駅かつらぎの建設にあたり、不適切な事務処理があつたため、事業内容の再調査を行うというふうになっております。2ページのところの、調査に至った経緯のところには、1のところの下から4行目ですけれども、再発防止を目的として詳細なる調査を行っていくことを全会一致で確認したとあります。

したがいまして、報告書としては本来、行政に対して、やっぱり改善すべきところを提言

して初めてちゃんとした報告書になるんだろうと思います。道の駅かつらぎ建設中におきましては、先ほど岡本委員がおっしゃったように、例えば、竣工検査が、全く架空工事でありながら竣工検査票が出されているとか、また、同じ物件について土地開発公社とそれから葛城市が社会福祉法人と同じ物件に対して二重の契約を結んでおり、本体契約が市の契約では支払われてないにもかかわらず2,500万円の追加補償等ある等、非常に契約事務上も不適切なことがたくさんありました。そういうことについてきちっと改善の提言ができる、そこまで詳細にやはり調査を今後していかなければならないと思っております。

もう一つは、国庫補助金の返還金に関わる問題であります。これも、国庫補助事業についての理解が不足していた、認識が甘かったということでもありますけれども、それでトータルとして1億6,000万円近いんですか、官製談合事件等のあれもありますから2億4,000万円の補助金返還になっていますけれども、国庫補助事業に関わって変更が相次いだことにより返還しなければならなかった部分、こうしたことがなぜ起こったのか。今後とも国庫補助事業というのは当然葛城市はやっていくわけですから、これについても、どういう経過でそういうことがあったのか、再発防止がどうしたらできるのかということも含めて、私はしっかりと議論をしていくべきだろうと思っております。

これは最後になりますけれども、先ほど岡本委員がおっしゃったことについても、今回、中間報告で修正ということであれば、文書で本来出していただくのが筋だろうと思っておりますけれども、口頭での指摘で、しかも、今後調査に当たって、例えばこういうところをしっかりと調査していただきたいということで幾つか指摘していただきました。岡本委員も非常に、この問題については一般質問でも取り上げられたり、非常に調査をされてきた方ですので、その発言が委員会の議事録にも残りますし、そういうことを踏まえて、今後、調査に生かしていければなと思っております。

その上で、代替地の問題です。これは協議会でも申し上げましたけれども、この問題も法令改善云々かんぬんということがありますけれども、そもそも瑕疵のない状態で土地を提供すると、葛城市土地開発公社が社会福祉法人と契約を結んでおります。だから、瑕疵のない土地を提供するというのに反したために、これ裁判でも今かかっておりますけれども、葛城市が実はこれは主張が認められてない、社会福祉法人の主張のほうが認められているという実態になっておりますが、この判決いかんによっては、瑕疵のない状態で提供すべきその土地について市がどういう認識を持っていたのか。そもそもその土地に産業廃棄物がほかさされて、先ほど造成されたようなことで地番の問題について岡本委員がおっしゃいましたけれども、これは今後とも、行政の在り方だけではなくて、これは損害賠償の問題にもなってまいりますので、この点についても重要な指摘をしていただいたんだろうと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、今回、中間報告ということで、ここまでいろんな意見がありまして取りまとめてまいりましたから、これで私は今回の中間報告としていただいて、岡本委員の発言については今後の調査に生かすということにできたらと思っております。

以上です。

下村委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 前回の協議会の中で非常に、非常にといいますか、谷原委員、それから岡本委員のほうから追加項目としてご提案をされました。そこに事務局で整理していただいた報告書と統合するという形で前回の協議会が進められたというふうに認識しております。それを委員長、副委員長に一任するから、うまくこの最終、最終といいますか中間報告の形をつくっていただきたいということで、前回の協議会で皆さん方ご承認いただいたと。

先ほど西川委員のほうからもお話ありまして、1つの原則として、委員会協議会、委員会の中で議論した内容を逸脱しないと、こういうふうな1つの原則、報告に当たっての、お話もございました。その辺を踏まえて今回、改訂版としてこの中間報告を今日ご提出いただいたと。

私、読ませていただいて、各委員の方も、非常に流れとしては理解のしやすい詳細な中間報告であるのかなというふうに思いますけれども、岡本委員のご発言の中で、いや、これでも当初の1つの委員会での内容について十分な内容が抜けているよということが根拠的にあれば、それも尊重する必要があるのかなとは思いますが、私ざっと読ませていただいて、前回の提出された内容も見させていただいて、その中にうまく統合をしていただいた整理の結果かなというふうにも思います。

ただ、谷原委員もおっしゃいましたように、今後の議論の中で、岡本委員がご提案されている内容も、議論の中の参考をする内容として議論の1つに入れることもやぶさかではないのかなというふうな思いでございます。

以上です。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

松林委員。

松林委員 今回の報告書は明らかな事実、明確なる事実に基づいて表現されているなど。主観的な要素が入っていないというところで、報告書としてはもう適切ではなかろうかなと、このように思います。だから、この報告書がやはり一番最適ではなかろうかなというふうに思います。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

どうぞ。杉本委員。

杉本委員 ちょっと皆さんが、もうほとんど僕が言いたいことを言っていただけなので、この報告書に関しては前の協議会で、これに谷原委員のやつを追加して、正副委員長にやっていたくということになっていて、ほんでもう今もうまいこと上がっていて、まさに中間報告なので、まだこれは。まだまだ続きますので。

それで、今、岡本委員おっしゃったことは次の委員たちがしっかり課題として受け止めてやるべきやと思いますので、取りあえず一旦、前に決まったのは次の改選までに中間報告をつくるということで今話進んでいますので、ここに新たに何かを追加するというのはもう時間的にも厳しいですし、もう中間報告という意味ではこれで僕もいいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

西川委員。

西川委員 僕はこれでええと思います、これで。ただ、これは中間報告で、最終的に、一番最初にあるように、住民監査請求が提出されて、このことによって不当利得やそういうふうなものが、損害賠償や、そういうふうなことは住民監査請求で市がこれを訴えなさいというて訴えて、それで一審、今ずっとここ、後ろにこれ、ずっとこういう裁判ありますわな。僕はこれ裁判決着まで、僕はもう次の委員会には、というか出てこられへんので、そのところを皆さんは、不正なことをやったことは、それはきっちりその不正なことは直していかなあかんですよ、行政は。

しかし、この方法を取って、この裁判に訴えて、住民監査請求が出たさかい訴えやんなあかんのやいうて訴えて、これ一審は不当利得や、そういうふうなことは葛城市は勝訴していると言うてるけれども、これ高裁、最高裁でどんな結果出るか分かりませんよ、これ。そのときに、この方法がよかったかどうか。今、現在でも、ずっとどんだけかかってんやいうたら、2,400万円の費用かかっています、これ。

それで、このことを最後に、さあ結論としてどんな形が本当に、不正な契約や不正なことやというのは、それは正すようにしっかりささなあかんというのは分かっていますけれども、この方法がよかったかどうかというのが、行政が今後どういうふうな結論を出していくのか。1億6,000万円を、ああこれ返さんなんようになって、それも契約書も僕は何回も見とる契約書、市が公社と契約していますやると、そこんところ何で交渉せえへんだんやということも言うている。

そやけれども、最終的に、まだこれ高裁、最高裁へ残っていったときに、果たしてどういうふうな結果が出てきて、議会が責任を負うというようなことはできませんけれども、そやけど、その方法は本当に、こういうやり方が本当によかったかどうか、行政はやっぱりそのときに考えやんなん部分、よかったよかったいうて済ませる部分なのか、どうか。

これ最終的な判断で、議員の皆さんのいろんな、総合的に見た判断を僕はどういうふうに通断されるのか、今後しっかりと見させていただきたいなというふうに思っております。

下村委員長 ほかにご意見。

谷原委員。

谷原委員 今、西川委員がおっしゃったことに関係してなんですけれども、住民監査請求を起こされて、監査委員がこれについては損害賠償請求に値するという勧告を出されたので、行政はそれに従って裁判をやっているわけです。これはやはり監査委員の方がその内容を調べられて、これはやっぱり損害賠償請求に値すると、弁護士の方とも相談しながらのことですけれども、それでやっていることですから、最終的には裁判所に判断を委ねているわけです。

だから、その結果は結果として、それは市は受け止めることになるでしょうけれども、議会は議会として、やはり今、実際の不正の事実、これについて、行政事務についてきちっと提言していくということが大きな役割だろうと思いますので、私たちは方法がどうだったかということは、これは正当な方法で法律にのっとってやっておられるわけですから、結果が結果として出たことについては、その結果についての評価は当然あるかと思いますが、

方法について今ちょっとおっしゃいましたので、これはちょっと違うんじゃないかなと私はちょっとご意見申し上げておきます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 監査請求の出方も含めて、その当時の監査請求の出方も含めて問題にしたことは僕はありますので、そこらも含めて1回しっかりとまとめていただきたい。

下村委員長 梨本副委員長。

梨本副委員長 いろんな委員の皆さんの意見を今拝聴させていただきました。これまで委員長が多大な努力をしていただいて、ここまで取りまとめてこれたのかなというふうに、その点については委員の皆様本当に感謝しております。

今回、中間報告ということなんですけれども、私はいまだに市民の方から、あんたいつまで道の駅反対しとるんやと言われることがあるんです。最近もそれを耳にすることがございましたし、実際ここにおられる委員の方以外の議員も含めて、現在の道の駅に対して、やめろとか潰せとかそんなことを言った議員は、この4年間、私は1人も聞いたことがない。

そうではなくて、今のあるものに対してはきちっと予算もつけながら、いろんな提言もしながら、私は6月の一般質問でも官民の連携として道の駅をしっかりと活用していったほしいという意見も申し添えたように、皆さんもそれは同じ思いだと思うんです。

ただ、やはり市民の皆さんにきちっと、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会のこれまでの経緯を報告しなければならないという思いから、この中間報告という形で今回まとめられたらなというふうに思っております。

それぞれ本当に、岡本委員が冒頭におっしゃられたように、まだまだ調査が不足のところ、西川委員もおっしゃっておられるように、まだ調べなければならないところたくさんあると思うんですけれども、取りあえずここまでの事実確認というところでこの中間報告を一旦まとめさせていただいて、また新たな問題点を抽出しながら、特に、谷原委員がおっしゃっているように、不適正な契約事務、事務手続については、私も今の現市政でこれが本当に原因究明ができて再発防止ができていいのかという、その点においては非常に不信感を持っているわけです。ですので、今回はこういう形でぜひまとめていけたらなという思いを伝えさせていただきます。

以上です。

下村委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 全員の意見が出たということでございますので、この中間報告(案)を道の駅かつらぎに関する調査特別委員会の中間報告として議長宛てに提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、この中間報告(案)を道の駅かつらぎに関する調査特別委員会中間報告として議長宛てに提出することに決定いたしました。

それでは、この中間報告を本日付で議長宛てに提出いたしますので、ご了承をお願いいたします。

調査案件（1）につきましては、以上といたします。

これで本日の調査案件は終了いたしました。

ここで委員外議員から発言の申出があれば、許可いたします。

川村議員。

（川村議員の発言あり）

下村委員長 ありがとうございます。

それでは、長時間、皆さん方の本当に貴重なご意見もいただきながら、本当にご苦労さんでございました。本日のところはこれで終了させていただきたいと思います。

これをもちまして、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を本日は終了いたします。本当にありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げまして、最後の挨拶に代えさせていただきます。どうもご苦労さんでした。

閉 会 午後4時12分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長

下村 正樹